

## 令和元年11月善通寺市農業委員会次第

日時：令和元年11月21日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名人指名

4. 議案

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. その他

6. 閉会

令和元年 11 月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和元年 11 月 21 日（木）13 時 30 分
2. 場 所 善通寺市役所本庁 3 階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員， 2 川田治弘委員， 3 原巧委員， 4 三原正子委員，  
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 藪内實委員， 8 南光紀夫委員，  
9 堀家重孝委員， 10 近藤剛司委員， 11 大前純一委員，  
12 瀬川治会長職務代理者， 13 穂山信雄委員， 14 森江正男委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 平田 和明， 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
8. 議 事  
局 長

ただいまより令和元年 11 月の農業委員会総会，定例会を始めさせていただきます。それでは，始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしくお願ひします。

会 長

皆さんこんにちは。朝晩寒くなりましたが，委員の皆様においては，麦の作付も終わり，冬野菜に頑張っておられることと思います。今後益々寒くなつて参りますが，お体に気をつけて頑張つていただきたいとおもいます。

さて，来年の 7 月をもって任期の 3 年が終わり，農業委員の改選がございましたが，現委員にお願いをしておきたいと思ひます。本委員会の場合，委員に占める認定農業者は特例により 3 名以上，第三者委員 1 名が法定要件となっております。女性委員については特に規定はありませんが，国，県から女性委員の占める割合を高めるよう指導されておりますところがございます。つきましては，委員の皆様方にお願ひでございますが，旧選挙区の第 1 区では，女性委員，第三者委員を各 1 名，認定農業者を 1 名以上，

第2, 第3選挙区においては女性委員を1名, 認定農業者を1名以上が選任されるよう努力をしていただきたいと思います。

局長

ありがとうございました。それでは, 議事の進行につきましては, 立石会長, よろしく申し上げます。

会長

それでは, 令和元年11月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思えます。

まず, 本日の議事録署名人には, 第1番の宮崎委員さんと, 第2番の川田委員さんの両名, よろしく申し上げます。

それでは早速ですが, 議案に入りたいと思えます。

議案第1号, 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを, 議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長

はい, 議案第1号, 農地法第4条第1項の規定による許可申請について, 議案書の1ページで, 1件の案件でございます。

それでは番号1ですが,

申請者は〇〇〇〇様, 農家住宅用地の案件でございます。

本件の申請者である小山氏は, 現在, 〇〇町の共同住宅に家族4人で暮らしておりますが, 子供の成長に伴い, 現在の住居では手狭になってきたことから, 相続により取得した申請地に住宅の建築を計画したとのことであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇, 登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡, に住宅平屋建1棟154.73㎡, 倉庫平屋建1棟56.85㎡, カーポート平屋建1棟26.85㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。提出書類には特に不備はなく, 本転用についての, 近隣の農地関係者の方との調整を了しており, 本転用について, 特に問題は無いと考えております。なお, 本申請地は農業振興地域外の第2種農地であります。

以上1件, 登記地目は, 田が1筆, 転用面積は〇〇〇㎡の案件であり, 県知事へは, 許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております

ので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

16日に地元委員4名で現地確認を行いました。特に問題はありませんでした。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、2件の案件でございます。

番号1ですが、

譲渡人、〇〇〇〇様、 譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人である〇〇様は、申請地西側の住宅に家族4人で居住されております。自家用車も4台ありますが、駐車スペースが狭いため、申請地北側の宅地の一部を駐車場用地として借りておりましたが、所有者より返還を求められたため、新たな駐車場を必要としておりましたところ、譲渡人と売買の話がまとまったため、本申請に至ったものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇㎡を駐車場用地として転用申請するものであります。提出書類に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第3種農地であります。

次に番号2ですが、譲渡人、〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転贈与の案件でございます。

申請者である譲渡人と譲受人は親子の関係であり、申請地の北側住宅に家族8人で居住しております。譲受人である〇〇〇〇様は、子供の成長に伴い、現在の住居では手狭になってきたことから申請地に住宅の建築を計画したとのことであります。

本申請は〇〇〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡に住宅2階建1棟、29.81㎡、カーポート平屋建1棟45.00㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。カーポートにつきましては、転用許可を受けることなく平成27年5月に建てられており、無断転用となっております。譲渡人は農地法を熟知していなかったため、農地法上の手続きを失念し、無断で転用しておりますが、隣接農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は第一種住居地域に指定されている第3種農地であります。

以上、2案件、登記地目は田が2筆、転用面積は〇〇〇㎡であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審

議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1については稲木町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。11月9日に農業委員で現地を見てきました。特に問題が無い事を確認しました。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

次に番号2ですが、〇〇〇町ですので竜川地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。先日17日、推進委員と現地を見てきました。〇〇さんに話を聞き、特段問題は無いと思われました。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということですが、それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地

法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。これで11月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 13時45分 終了